

平成21年度宅地建物取引主任者資格試験 の結果について

試験部

はじめに

本稿においては、平成21年度に実施した宅地建物取引主任者資格試験（以下、「宅建試験」という。）の結果について、申込者、受験者及び合格者ごとに、最近10年間の年度・ブロック別・男女別・年代別・職業別の内訳、職業別・男女別平均年齢について、それぞれデータに基づき説明しています。

続いて、登録講習修了者、18歳未満、60歳以上、世代別、団塊の世代及び受付区分別の状況について、それぞれ記述しています。

なお、稿の末尾に、平成21年度宅建試験実施結果の概要・総括表・内訳の表及び問題と正解番号を付しています。

習修了者別にみると、一般は16,565人、登録講習修了者は2,082人のそれぞれ減少となっています。

登録講習修了者は、指定講習から登録講習へ移行した17年度以降増加傾向を示していましたが、21年度は40,759人（同2,082人減）と減少に転じています（1-①表）。

なお、受付区分ごとの申込者数は、郵送受付196,231人（前年度比20,653人減）、インターネット受付45,713人（同2,006人増）となっています。このうち、インターネット受付については、利用率が導入年度の平成17年度（10.2%）以来毎年増えており、21年度は18.9%となっています。

1-①表 申込者年度別推移

年度	人数	対前年度比		一般	登録講習修了者
平成12年度	210,465	▲12,448	▲5.6%	205,487	4,978
平成13年度	204,629	▲5,836	▲2.8%	199,934	4,695
平成14年度	209,672	5,043	2.5%	204,915	4,757
平成15年度	210,182	510	0.2%	205,705	4,477
平成16年度	216,830	6,648	3.2%	212,524	4,306
平成17年度	226,665	9,835	4.5%	206,097	20,568
平成18年度	240,278	13,613	6%	209,870	30,408
平成19年度	260,633	20,355	8.5%	222,894	37,739
平成20年度	260,591	▲42	▲0.02%	217,750	42,841
平成21年度	241,944	▲18,647	▲7.2%	201,185	40,759

I 申込者

1 概要

宅地建物取引主任者資格試験の受験申込受付は、持参受付を17年度限りで廃止したことにより、18年度以降、郵送受付とインターネット受付の二区分で実施しています。

平成21年度は、郵送受付については7月1日（水）から7月31日（金）まで、インターネット受付については7月1日（水）から7月15日（水）までの間に行いました。

申込者は、241,944人（一般201,185人、登録講習修了者40,759人）で、20年度比では18,647人減少しました。これを一般と登録講習

2 申込者の状況

(1) ブロック別

申込者について、ブロック別にみると、全てのブロックで減少しました。（実施結果

【総括表】参照)

なお、ブロック別の割合は、例年どおり一都三県が最も多く、全体の41.8%を占めています。(1-②表)。

1-②表 申込者ブロック別内訳

地域	人数	対前年度比		構成比
北海道・東北	17,697	▲1,126	▲6.0%	7.3%
北関東・甲信越	15,193	▲763	▲4.8%	6.3%
一都三県	101,038	▲9,708	▲8.8%	41.8%
北陸・東海	27,106	▲1,153	▲4.1%	11.2%
近畿	42,363	▲3,391	▲7.4%	17.5%
中国・四国	15,110	▲1,004	▲6.2%	6.2%
九州・沖縄	23,437	▲1,502	▲6.0%	9.7%
【計】	241,944	▲18,647	▲7.2%	—

次に、都道府県別にみると、絶対数ではやはり都市部の申込者が多く、最も多い東京が4万人台、次いで神奈川と大阪の2万人台、続いて、埼玉、千葉、愛知、福岡及び兵庫が1万人台となっています。

増加順では、宮崎44人、和歌山31人、島根25人、福井12人、山形9人、滋賀・佐賀4人、青森2人となっており、減少順では、東京4,731人、神奈川2,188人、大阪1,847人、埼玉1,483人、千葉1,306人、福岡875人、以下33道府県となっています(総括表)。

(2) 男女別

男女別では、男性が179,396人で前年度比12,893人(6.7%)の減少、女性も62,548人で前年度比5,754人(8.4%)の減少となっています。(1-③表)。

1-③表 申込者男女別内訳

性別	人数	対前年度比		構成比
男	179,396	▲12,893	▲6.7%	74.1%
女	62,548	▲5,754	▲8.4%	25.9%
【計】	241,944	▲18,647	▲7.2%	—

(3) 年代別

年代別にみると、20代が81,409人(前年度比12,557人減)、30代が81,381人(同5,244人減)、50代が23,227人(同1,005人減)、20歳未満が3,033人(同170人減)とそれぞれ減少しました。

一方、60歳以上の6,822人(同290人増)と40代46,072人(同39人増)は増加しています。全体の申込者が、前年度から19,000人弱減る中で、60歳以上と40代が増加したことが21年度の特徴となっています。

なお、全体に占める割合は、例年全体の70%強を占めていた20代・30代が、前年度(69.3%)に引き続き、21年度も67.2%(20代33.6%、30代33.6%)と、70%を割り込んでいます(1-④表)。

1-④表 申込者年代別内訳

年代	人数	対前年度比		構成比
20歳未満	3,033	▲170	▲5.3%	1.3%
20代	81,409	▲12,557	▲13.4%	33.6%
30代	81,381	▲5,244	▲6.1%	33.6%
40代	46,072	39	0.1%	19%
50代	23,227	▲1,005	▲4.1%	9.6%
60歳以上	6,822	290	4.4%	2.8%
【計】	241,944	▲18,647	▲7.2%	—

(4) 職業別

職業別にみると、最も多いのが不動産業の73,999人(前年度比9,843人減)、次いで他業種54,541人(同2,146人減)、建設業41,324人(同3,460人減)、金融業22,348人(同538人減)、その他22,096人(同2,089人増)、学生19,659人(同4,397人減)、主婦7,977人(同352人減)の順位で続いています。

増減の状況をみると、その他が2,089人(同10.4%)増加した以外、他の職種は減少しています。

平成21年度は、20年度に減少した不動産業と学生が引き続き減少し、前年度比で不動産

業が2.4%減から11.7%減へ、学生が6.8%減から18.3%減へとそれぞれ減少幅が拡大したことが特徴となっています。(1-⑤表)。

職業別の平均年齢は、最も高いのが主婦の39.8歳、次いで他業種38.4歳、その他38.1歳、建設業37.4歳、金融業36.5歳、不動産業34.5歳、学生21.5歳と例年どおりの順位となっています。(1-⑥表)。

また、申込者全体の平均年齢は35.5歳(前年度34.9歳)で、男性は36.1歳(同35.6歳)、女性は33.7歳(同33.1歳)となり、過去最も高くなっています(1-⑦表)。

1-⑤表 申込者職業別内訳

職業	人数	対前年度比		構成比
不動産業	73,999	▲9,843	▲11.7%	30.6%
金融業	22,348	▲538	▲2.4%	9.2%
建設業	41,324	▲3,460	▲7.7%	17.1%
他業種	54,541	▲2,146	▲3.8%	22.5%
学生	19,659	▲4,397	▲18.3%	8.1%
主婦	7,977	▲352	▲4.2%	3.3%
その他	22,096	2,089	10.4%	9.1%
【計】	241,944	▲18,647	▲7.16%	—

1-⑥表 申込者職業別平均年齢

職業	年齢	対前年度比
不動産業	34.5	0.6
金融業	36.5	0.1
建設業	37.4	0.3
他業種	38.4	0.3
学生	21.5	-0.1
主婦	39.8	0.2
その他	38.1	0.4
【全業種平均】	35.5	0.6

1-⑦表 申込者男女別平均年齢

性別	年齢
男	36.1
女	33.7
全体	35.5

Ⅱ 受験者

1 概要

平成21年度の宅建試験は、10月18日(日)に全国221会場、3,987試験室で実施しました。

申込者241,944人のうち、46,429人が欠席し、受験者は195,515人で前年度比13,900人(6.6%)の減となっています(2-①表)。

なお、受験率は80.8%で、20年度の80.4%に比べ、21年度は0.4ポイント上昇しました。

2-①表 受験者年度別推移

年度	人数	対前年度比		一般	登録講習修了者
		人数	対前年度比		
平成12年度	168,094	▲10,290	▲5.8	163,559	4,535
平成13年度	165,104	▲2,990	▲1.8	160,790	4,314
平成14年度	169,657	4,553	2.8	165,267	4,390
平成15年度	169,625	▲32	▲0.02	165,586	4,039
平成16年度	173,457	3,832	2.26	169,513	3,944
平成17年度	181,880	8,423	4.9	162,771	19,109
平成18年度	193,573	11,693	6.4	165,831	27,742
平成19年度	209,684	16,111	8.3	175,541	34,143
平成20年度	209,415	▲269	▲0.1	170,955	38,460
平成21年度	195,515	▲13,900	▲6.6%	158,909	36,606

2 受験者の状況

(1) ブロック別

ブロック別の受験率をみると、21年度は北関東・甲信越の79.9%を除き、他のブロック

2-②表 受験者ブロック別内訳

地域	人数	対前年度比		構成比	受験率
		人数	対前年度比		
北海道・東北	14,290	▲875	▲5.8%	7.3%	80.7%
北関東・甲信越	12,140	▲632	▲4.9%	6.2%	79.9%
一都三県	81,249	▲6,904	▲7.8%	41.6%	80.4%
北陸・東海	22,083	▲852	▲3.7%	11.3%	81.5%
近畿	34,521	▲2,627	▲7.1%	17.7%	81.5%
中国・四国	12,223	▲820	▲6.3%	6.3%	80.9%
九州・沖縄	19,009	▲1,190	▲5.9%	9.7%	81.1%
【計】	195,515	▲13,900	▲6.6%	—	80.8%

では80%台を確保しています（2-②表）。

なお、都道府県別の受験率をみると、上位五県は、秋田83.7%、福島83.2%、奈良83.1%、島根83.1%、長崎82.7%、下位五県は、富山78.1%、徳島78.2%、大分78.7%、山口78.8%、長野79.2%、和歌山79.2%の順となっています（総括表参照）。

(2) 男女別

男性の受験者は144,409人で、前年度比では9,424人（6.1%）減少し、一方、女性の受験者は51,106人で、同4,476人（8.1%）の減少となっています。

受験率をみると、男性80.5%、女性81.7%と、例年どおり女性の方が高くなっています（2-③表）。

2-③表 受験者男女別内訳

性別	人数	対前年度比	構成比	受験率
男	144,409	▲9,424 ▲6.1%	73.9%	80.5%
女	51,106	▲4,476 ▲8.1%	26.1%	81.7%
【計】	195,515	▲13,900 ▲6.6%	—	80.8%

(3) 年代別

受験者を年代別にみると、20代・30代の割合が全体の67.2%（20代が66,463人・34.0%、30代が64,984人・33.2%）と、例年どおり大勢を占めてはいるものの、申込者と同様に、2年続いて70%を割り込んでいます。前年度比でみると、20代（13.4%）、30代（5.3%）、50代（3.4%）、20歳未満（3.0%）が減少する中、60歳以上（4.8%）と40代（1.3%）が増加したことが申込者同様、21年度の特徴となっています。

受験率については、30代・40代が70%台、他の年代は80%台と、例年同様の状況を示しています（2-④表）。

(4) 職業別

受験者を職業別にみると、最も多いのが不動産業の62,478人、次いで他業種42,833人、

2-④表 受験者年代別内訳

年代	人数	対前年度比	構成比	受験率
20歳未満	2,681	▲83 ▲3.0%	1.4%	88.4%
20代	66,463	▲10,245 ▲13.4%	34.0%	81.6%
30代	64,984	▲3,651 ▲5.3%	33.2%	79.9%
40代	36,665	472 1.3%	18.8%	79.6%
50代	18,923	▲656 ▲3.4%	9.7%	81.5%
60歳以上	5,799	263 4.8%	3.0%	85.0%
【計】	195,515	▲13,900 ▲6.6%	—	80.8%

建設業32,112人、その他17,676人、金融業17,445人、学生16,565人、主婦6,406人の順となっており、20年度まで4位だった学生が6位へと順位を下げています。

職業別の構成比をみると、不動産業は、20年度から引き続き減少しており、21年度は32.0%と3分の1を切っています。

受験率は、不動産業84.4%、学生84.3%、主婦80.3%、その他80.0%が80%台を確保し、他の3職種は80%を切っています（2-⑤表）。

受験者の職業別の平均年齢をみると、高い順に、主婦40.0歳、他業種38.6歳、その他38.2歳、建設業37.4歳、金融業36.7歳、不動産業34.4歳となっており、主婦と他業種が上位にあるのは申込者と同様に例年と変わりはありません（2-⑥表）。

また、受験者全体の平均年齢は35.4歳で、男性は36.1歳、女性は33.7歳となっており、申込者同様、過去最も高くなっています（2-⑦表）。

2-⑤表 受験者職業別内訳

職業	人数	対前年度比	構成比	受験率
不動産業	62,478	▲7,870 ▲11.2%	32.0%	84.4%
金融業	17,445	▲66 ▲0.4%	8.9%	78.1%
建設業	32,112	▲2,466 ▲7.1%	16.4%	77.7%
他業種	42,833	▲1,269 ▲2.9%	21.9%	78.5%
学生	16,565	▲3,695 ▲18.2%	8.5%	84.3%
主婦	6,406	▲407 ▲6.0%	3.3%	80.3%
その他	17,676	1,873 11.9%	9.0%	80.0%
【計】	195,515	▲13,900 ▲6.6%	—	80.8%

2-⑥表 受験者職業別平均年齢

職業	年齢	対前年度比
不動産業	34.4	0.6
金融業	36.7	0.1
建設業	37.4	0.3
他業種	38.6	0.3
学生	21.4	-0.1
主婦	40.0	0.2
その他	38.2	0.3
【全業種平均】	35.4	0.6

2-⑦表 受験者男女別平均年齢

性別	年齢
男	36.1
女	33.7
全体	35.4

Ⅲ 合格者

1 概要

合格発表は、12月2日（水）に行いました。合格発表に当たっては、都道府県ごとの掲示及び機構ホームページへの掲載に加えて、平成17年度から開始した携帯電話を利用して可否確認ができるシステムを引き続き設定しました。なお、合格発表日の12月2日における機構ホームページへのアクセス数は、受験者総数とほぼ同様の約20万件となっています。

21年度の合格者総数は34,918人（一般25,192人、登録講習修了者9,726人）で、前年度に比べて972人（2.9%）の増となっています（3-①表）。

3-①表 合格者年度別推移

年度	人数	対前年度比	一般	登録講習修了者
平成12年度	25,928	▲2,349 ▲8.3%	24,807	1,121
平成13年度	25,203	▲725 ▲2.8%	24,184	1,019
平成14年度	29,423	4,220 16.7%	28,455	968
平成15年度	25,942	▲3,481 ▲11.8%	24,951	991
平成16年度	27,639	1,697 6.5%	26,735	904
平成17年度	31,520	3,881 14.0%	25,971	5,549
平成18年度	33,191	1,671 5.3%	26,158	7,033
平成19年度	36,203	3,012 9.1%	26,694	9,509
平成20年度	33,946	▲2,257 ▲6.2%	25,256	8,690
平成21年度	34,918	972 2.9%	25,192	9,726

受験者数は前年度から13,900人減少しましたが、合格者数は2年ぶりに増加しました。

なお、合格率（17.9%）は、過去最も高くなっています。

2 合格者の状況

(1) ブロック別

ブロック別の合格者を見ると、一都三県が15,626人（合格率19.2%）と、人数・合格率共に最も多く、この状況は例年と変わりはありません（3-②表）。

3-②表 合格者ブロック別内訳

地域	人数	対前年度比	構成比	合格率
北海道・東北	2,306	15 0.7%	6.6%	16.1%
北関東・甲信越	1,889	99 5.5%	5.4%	15.6%
一都三県	15,626	212 1.4%	44.8%	19.2%
北陸・東海	4,052	354 9.6%	11.6%	18.3%
近畿	6,119	94 1.6%	17.5%	17.7%
中国・四国	2,007	48 2.5%	5.7%	16.4%
九州・沖縄	2,919	150 5.4%	8.4%	15.4%
【計】	34,918	972 2.9%	—	17.9%

なお、都道府県別の合格率をみると、上位五県は、東京19.8%、鳥取19.8%、愛知19.6%、島根19.4%、神奈川18.9%、下位五県は、沖縄12.8%、山梨12.9%、鹿児島13.5%、群馬14.0%、山形14.9%、長野14.9%、高知14.9%となっています（総括表参照）。

(2) 男女別

男女別の合格者をみると、男性が25,309人で前年度比1,137人（4.7%）増、女性が9,609人で同165人（1.7%）減となっています。

一方、男性の合格率は17.5%、女性の合格率は18.8%と、前年度に比べ、男性は1.8ポイント、女性は1.2ポイント増加しました。例年女性の合格率が男性の合格率を2～3ポイント上回っていたものが、19年度にその差が0.7ポイントに縮小した後、20年度は1.9ポイントと女性優位に戻りましたが、21年度は1.3ポイントとなり、その差は再び縮小しています。

また、その構成比も男性72.5%、女性27.5%となり、男性が前年度に比べ1.3ポイント増加しています（3-③表）。

3-③表 合格者男女別内訳

性別	人数	対前年度比	構成比	合格率	
男	25,309	1,137	4.7%	72.5%	17.5%
女	9,609	▲165	▲1.7%	27.5%	18.8%
【計】	34,918	972	2.9%	—	17.9%

(3) 年代別

合格者を年代別にみると、合格者数は30代の12,591人（構成比36.1%）、20代11,889人（同34.0%）と40代6,143人（同17.6%）の順となり、例年トップを堅持していた20代は、その位置を30代と入れ替わったことが21年度の特徴です。

また、年代別の合格率をみると、30代（19.4%）及び20代（17.9%）が高く、他の世代はすべて16%台以下となっています。（3-

④表）。

3-④表 合格者年代別内訳

年代	人数	対前年度比	構成比	合格率	
20歳未満	365	27	8.0%	1.0%	13.6%
20代	11,889	▲1,205	▲9.2%	34.0%	17.9%
30代	12,591	470	3.9%	36.1%	19.4%
40代	6,143	878	16.7%	17.6%	16.8%
50代	2,995	544	22.2%	8.6%	15.8%
60歳以上	935	258	38.1%	2.7%	16.1%
【計】	34,918	972	2.9%	—	17.9%

(4) 職業別

職業別の合格者数は、最も多いのが不動産業の11,411人（構成比32.7%）、次いで他業種8,084人（同23.2%）、その他4,035人（同11.6%）、建設業3,947人（同11.3%）、金融業3,170人（同9.1%）、学生2,900人（同8.3%）、主婦1,371人（同3.9%）の順で、学生が、20年度は3位から4位へ、21年度は6位へと、2年連続して順位が下落したことが特徴となっています。

構成比をみると、不動産業、金融業、他業種、その他が増加し、建設業、学生、主婦は減少しました。また、学生は、合格者の減少率が17.4%と最も高く、その構成比も3年連続で低下しました。

職業別の合格率は、その他の22.8%が最も高く、次いで主婦の21.4%、他業種18.9%、不動産業18.3%、金融業18.2%、学生17.5%、建設業12.3%の順となっています。

21年度は、20年度に合格率がトップとなった主婦が、2位に戻ったことと、学生が合格者・合格率の双方で、4位から6位に下落したことが特徴となっています（3-⑤表）。

合格者の職業別の平均年齢は、主婦が最も高く38.3歳、次いで他業種38.1歳、その他37.4歳、建設業37.1歳、金融業36.4歳、不動産業34.1歳の順で、主婦と他業種が例年どおり高くなっています（3-⑥表）。

3-⑤表 合格者職業別内訳

職業	人数	対前年度比		構成比	合格率
不動産業	11,411	332	3.0%	32.7%	18.3%
金融業	3,170	134	4.4%	9.1%	18.2%
建設業	3,947	67	1.7%	11.3%	12.3%
他業種	8,084	431	5.6%	23.2%	18.9%
学生	2,900	▲613	▲17.4%	8.3%	17.5%
主婦	1,371	▲76	▲5.3%	3.9%	21.4%
その他	4,035	697	20.9%	11.6%	22.8%
【計】	34,918	972	2.9%	—	17.9%

3-⑥表 合格者職業別平均年齢

職業	年齢	対前年度比
不動産業	34.1	1.0
金融業	36.4	1.2
建設業	37.1	0.6
他業種	38.1	0.9
学生	21.5	-0.1
主婦	38.3	0.7
その他	37.4	1.8
【全業種平均】	35.1	1.2

合格者の平均年齢は35.1歳と、申込者の35.5歳及び受験者の35.4歳より低くなっており、この傾向も例年と違いはありません。

なお、合格者の平均年齢（35.1歳）及び合格者の男女別の平均年齢（男性35.7歳、女性33.5歳）は、申込者・受験者同様、過去最も高くなっています（3-⑦表）。

3-⑦表 合格者男女別平均年齢

性別	年齢
男	35.7
女	33.5
全体	35.1

Ⅳ 登録講習修了者の状況

登録講習修了者の状況をみると、申込者40,759人（前年度42,841人）、受験者36,606人（同38,460人）と、申込者・受験者は、17年度から20年度までは増加傾向でしたが、21年度は減少に転じています。

申込者全体に占める割合は、前年度の16.4%から16.8%、受験者については18.4%から18.7%と、いずれも20年度から微増しており、17年度からの増加傾向を持続しています。

登録講習修了者の受験率をみると、89.8%（前年度89.8%）と2年連続して90%を割りました。

一方、合格者については、9,726人（全体の合格者34,918人、構成比27.9%）と、前年度の8,690人（全体の合格者33,946人、構成比25.6%）から1,036人の増加となりました。

合格率も20年度の22.6%に比べ、21年度は26.6%と4.0ポイント上昇しました（4-①表）。

4-①表 登録講習修了者受験状況

性別	申込者	受験者	受験率	合格者	合格率
男	29,850	26,743	89.6	6,892	25.8
女	10,909	9,863	90.4	2,834	28.7
【計】	40,759	36,606	89.8%	9,726	26.6%
全体に占める割合	16.8%	18.7%	—	27.9%	—

Ⅴ 18歳未満、60歳以上及び世代別等の状況

1 18歳未満

申込者155人（前年度166人）、受験者135人（同135人）、合格者2人（同7人）、合格率1.5%（同5.2%）となっており、合格率が例

年より低くなっています。(4-②表)。

4-②表 18歳未満受験状況

年齢	申込者	受験者	受験率	合格者	合格率
18歳未満	155	135	87.1%	2	1.5%

男性の最年少の合格者は15歳(神奈川県)で、女性は18歳(島根)となっています。

なお、これまでの最年少合格記録は、男性は12歳(18年度・大阪)で、女性は14歳(12年度・神奈川県)となっています(4-③表)。

4-③表 最年少合格者

性別	年齢(都道府県)	従来の記録(年度・都道府県)
男	15歳(神奈川県)	12歳(18・大阪)
女	18歳(島根)	14歳(12・神奈川県)

2 60歳以上

申込者6,822人(前年度6,532人)、受験者5,799人(同5,536人)、合格者935人(同677人)と、それぞれ引き続き増加傾向を持続しています。

合格率は16.1%(同12.2%)と、3.9ポイント上昇しています(4-④表)。

男性の最年長の合格者は、82歳(愛知)で、女性は79歳(東京)となっています。

なお、これまでの最年長合格記録は、男性は90歳(17年度・東京)で、女性は80歳(5年度・東京)となっています(4-⑤表)。

4-④表 60歳以上の受験状況

区分	申込者	受験者	受験率	合格者	合格率
60歳以上	6,822	5,799	85.0%	935	16.1%

4-⑤表 最年長合格者

性別	年齢(都道府県)	従来の記録(年度・都道府県)
男	82歳(愛知)	90歳(17・東京)
女	79歳(東京)	80歳(5・東京)

3 世代別

申込者、受験者及び合格者の97%以上と例年どおり、昭和生まれが大多数を占めている状況に変わりはありません。大正生まれは20年度に引き続き、合格者がゼロ(申込者15人、受験者10人)となっています。なお、平成生まれの合格者は、20年度の233人から869人に増えています(4-⑥表)。

4-⑥表 世代別の受験状況

区分	申込者	受験者	受験率	合格者	合格率
大正生まれ	15	10	66.7%	0	0.0%
	0	0	-	0	-
	15	10	66.7%	0	0.0%
昭和生まれ	174,794	140,391	80.3%	24,657	17.6%
	60,639	49,412	81.5%	9,392	19%
	235,433	189,803	80.6%	34,049	17.9%
平成生まれ	4,587	4,008	87.4%	652	16.3%
	1,909	1,694	88.7%	217	12.8%
	6,496	5,702	87.8%	869	15.2%
【計】	179,396	144,409	80.5%	25,309	17.5%
	62,548	51,106	81.7%	9,609	18.8%
	241,944	195,515	80.8%	34,918	17.9%

※注：各世代の上段は男性、下段は女性の数値である。

4 団塊の世代

申込者は4,233人と前年度(5,258人)から19.5%の減少となりましたが、合格者は592人と前年度(535人)から10.7%増加しています(4-⑦表)。

4-⑦表 団塊の世代の受験状況

生年月日	申込者	受験者	受験率	合格者	合格率
22.4.2~23.4.1	1,202	1,024	85.2%	175	17.1%
23.4.2~24.4.1	1,365	1,145	83.9%	205	17.9%
24.4.2~25.4.1	1,666	1,403	84.2%	212	15.1%
【計】	4,233	3,572	84.4%	592	16.6%

5 受付区分別

インターネット受付の申込者は、郵送受付の申込者より合格率が高くなっています。(4-⑧表)

4-⑧表 受付区分別の受験状況

区分	申込者	受験者	受験率	合格者	合格率
郵送	196,231	157,623	80.3	26,459	16.8
インターネット	45,713	37,892	82.9	8,459	22.3
【計】	241,944	195,515	80.8%	34,918	17.9%

VI 正解番号及び合否判定基準

1 正解番号

正解番号は、都道府県ごとに合格発表日以降、原則として3日間、合格者名簿・合否の判定基準と共に掲示しています。

なお、機構のホームページ (<http://www.retio.or.jp>) には、合格者受験番号・正解番号・合否の判定基準を合格発表日以降2か月間掲載しています。

2 合否判定基準

平成21年度の合否判定基準は、50問中「33問以上」としています。ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により試験の一部を免除される登録講習修了者については、45問中「28問以上」としています。

おわりに

今年度の宅建試験は、新型インフルエンザが全国的に感染拡大する中での試験実施となったことから、試験会場におけるマスク配付やアルコール消毒液の設置をはじめとする各種の対策を実施しました。幸い特段の問題もなく試験を終了することができ、協力機関・都道府県・国土交通省等の関係の皆様には、厚くお礼を申し上げます。

また、宅建試験のインターネットによる申込受付数は、今年度も当面の目標である利用率20%に向けて着実な前進が見られたところですが、引き続き、その利用促進に向けた周知・広報に取り組んでいく必要があると考えています。今後とも、関係各位の御協力をお願いする次第です。

なお、当機構では、宅建試験合格者への情報提供の一環として、不動産に関する行政やマーケットの最新の動き等を無料で配信する“メールマガジン”を昨年6月から開始しました。ご利用を希望される方は、機構ホームページのメールマガジン登録サイトをご覧ください。

加えて、本年2月10日より直近3カ年の宅建試験問題と正解番号を機構ホームページに掲載を開始しました。ご利用いただければ幸いです。

平成21年度宅地建物取引主任者資格試験実施結果【概要】

1 受付総数

(単位：人)

21年度	20年度	増(▲)減	増減率(%)	備考
241,944	260,591	▲18,647	▲7.2	20年度→42人、0.02%減

2 各種区分別

(単位：人)

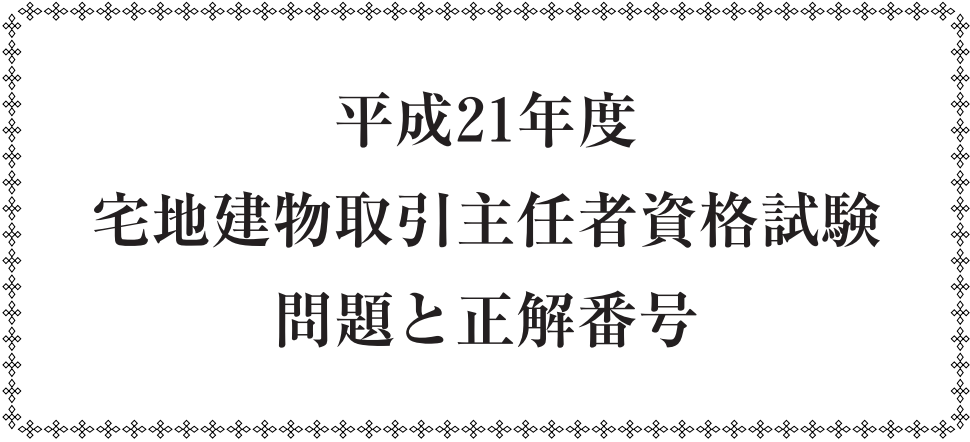
区分	申込者	受験者	合格者	合格率(%)	備考	
全体	241,944	195,515	34,918	17.9		
男性	179,396	144,409	25,309	17.5		
女性	62,548	51,106	9,609	18.8		
一般受験者	201,185	158,909	25,192	15.9		
男性	149,546	117,666	18,417	15.7		
女性	51,639	41,243	6,775	16.4		
登録講習修了者	40,759	36,606	9,726	26.6		
男性	29,850	26,743	6,892	25.8		
女性	10,909	9,863	2,834	28.7		
平均年齢	35.5	35.4	35.1	—		
男性	36.1	36.1	35.7	—		
女性	33.7	33.7	33.5	—		
年代別	20歳未満	3,033	2,681	365	13.6	※最年少合格者：15歳・男
	20代	81,409	66,463	11,889	17.9	
	30代	81,381	64,984	12,591	19.4	
	40代	46,072	36,665	6,143	16.8	
	50代	23,227	18,923	2,995	15.8	
	60歳以上	6,822	5,799	935	16.1	※最年長合格者：82歳・男
[計]	241,944	195,515	34,918	17.9		
職業別	不動産業	73,999	62,478	11,411	18.3	
	金融業	22,348	17,445	3,170	18.2	
	建設業	41,324	32,112	3,947	12.3	
	他業種	54,541	42,833	8,084	18.9	
	学生	19,659	16,565	2,900	17.5	
	主婦	7,977	6,406	1,371	21.4	
	その他	22,096	17,676	4,035	22.8	
[計]	241,944	195,515	34,918	17.9		
世代別	大正生まれ	15	10	0	0.0	
	昭和生まれ	235,433	189,803	34,049	17.9	
	平成生まれ	6,496	5,702	869	15.2	
	[計]	241,944	195,515	34,918	17.9	
受付別	郵送	196,231	157,623	26,459	16.8	
	インターネット	45,713	37,892	8,459	22.3	
	[計]	241,944	195,515	34,918	17.9	
18歳未満	155	135	2	1.5		
団塊の世代	4,233	3,572	592	16.6		

平成21年度宅地建物取引主任者資格試験実施結果【総括表】

		申込者		前年度比		受験者	受験率	合格者	合格率
		21年度	20年度	増(▲)減	増(▲)減率				
北海道・東北	北海道	6,964	7,507	▲543	▲7.2	5,604	80.5	951	17.0
	青森	1,203	1,201	2	0.2	979	81.4	160	16.3
	岩手	1,370	1,404	▲34	▲2.4	1,089	79.5	163	15.0
	宮城	4,059	4,423	▲364	▲8.2	3,217	79.3	509	15.8
	秋田	872	941	▲69	▲7.3	730	83.7	111	15.2
	山形	1,117	1,108	9	0.8	914	81.8	136	14.9
	福島	2,112	2,239	▲127	▲5.7	1,757	83.2	276	15.7
北関東・甲信越	茨城	3,610	4,023	▲413	▲10.3	2,908	80.6	461	15.9
	栃木	2,449	2,551	▲102	▲4.0	1,950	79.6	315	16.2
	群馬	2,856	2,918	▲62	▲2.1	2,288	80.1	320	14.0
	新潟	2,600	2,709	▲109	▲4.0	2,080	80.0	378	18.2
	山梨	1,205	1,219	▲14	▲1.1	955	79.3	123	12.9
長野	2,473	2,536	▲63	▲2.5	1,959	79.2	292	14.9	
一都三県	埼玉	17,326	18,809	▲1,483	▲7.9	14,008	80.8	2,625	18.7
	千葉	14,103	15,409	▲1,306	▲8.5	11,388	80.7	2,107	18.5
	東京都	46,265	50,996	▲4,731	▲9.3	36,895	79.7	7,309	19.8
	神奈川	23,344	25,532	▲2,188	▲8.6	18,958	81.2	3,585	18.9
北陸・東海	富山	1,121	1,151	▲30	▲2.6	875	78.1	163	18.6
	石川	1,619	1,730	▲111	▲6.4	1,306	80.7	223	17.1
	福井	803	791	12	1.5	651	81.1	117	18.0
	岐阜	2,652	2,671	▲19	▲0.7	2,157	81.3	391	18.1
	静岡	5,653	5,964	▲311	▲5.2	4,628	81.9	757	16.4
	愛知	12,951	13,511	▲560	▲4.1	10,626	82.0	2,078	19.6
近畿	三重	2,307	2,441	▲134	▲5.5	1,840	79.8	323	17.6
	滋賀	2,400	2,396	4	0.2	1,967	82.0	302	15.4
	京都	5,390	6,022	▲632	▲10.5	4,324	80.2	742	17.2
	大阪	20,024	21,871	▲1,847	▲8.4	16,324	81.5	2,915	17.9
	兵庫	10,782	11,511	▲729	▲6.3	8,817	81.8	1,653	18.7
	奈良	2,703	2,921	▲218	▲7.5	2,246	83.1	375	16.7
中国・四国	和歌山	1,064	1,033	31	3.0	843	79.2	132	15.7
	鳥取	467	496	▲29	▲5.8	378	80.9	75	19.8
	島根	746	721	25	3.5	620	83.1	120	19.4
	岡山	2,716	2,882	▲166	▲5.8	2,230	82.1	354	15.9
	広島	4,711	5,101	▲390	▲7.6	3,834	81.4	625	16.3
	山口	1,525	1,612	▲87	▲5.4	1,202	78.8	208	17.3
	徳島	921	961	▲40	▲4.2	720	78.2	117	16.3
	香川	1,404	1,467	▲63	▲4.3	1,149	81.8	183	15.9
	愛媛	1,885	2,039	▲154	▲7.6	1,500	79.6	237	15.8
高知	735	835	▲100	▲12.0	590	80.3	88	14.9	
九州・沖縄	福岡	10,802	11,677	▲875	▲7.5	8,758	81.1	1,427	16.3
	佐賀	873	869	4	0.5	704	80.6	110	15.6
	長崎	1,483	1,565	▲82	▲5.2	1,227	82.7	190	15.5
	熊本	2,462	2,644	▲182	▲6.9	1,986	80.7	299	15.1
	大分	1,350	1,440	▲90	▲6.3	1,063	78.7	173	16.3
	宮崎	1,268	1,224	44	3.6	1,025	80.8	164	16.0
	鹿児島	2,271	2,381	▲110	▲4.6	1,847	81.3	249	13.5
	沖縄	2,928	3,139	▲211	▲6.7	2,399	81.9	307	12.8
【合計】		241,944	260,591	▲18,647	▲7.2	195,515	80.8	34,918	17.9

平成21年度宅地建物取引主任者資格試験実施結果【内訳】

		一般受験者					登録講習修了者				
		申込者	受験者	受験率	合格者	合格率	申込者	受験者	受験率	合格者	合格率
北海道・東北	北海道	5,669	4,461	78.7	661	14.8	1,295	1,143	88.3	290	25.4
	青森	1,065	847	79.5	126	14.9	138	132	95.7	34	25.8
	岩手	1,231	959	77.9	130	13.6	139	130	93.5	33	25.4
	宮城	3,414	2,646	77.5	395	14.9	645	571	88.5	114	20.0
	秋田	757	627	82.8	93	14.8	115	103	89.6	18	17.5
	山形	976	781	80.0	100	12.8	141	133	94.3	36	27.1
北関東・甲信越	福島	1,844	1,514	82.1	213	14.1	268	243	90.7	63	25.9
	茨城	3,036	2,395	78.9	357	14.9	574	513	89.4	104	20.3
	栃木	2,105	1,641	78.0	238	14.5	344	309	89.8	77	24.9
	群馬	2,488	1,950	78.4	246	12.6	368	338	91.8	74	21.9
	新潟	2,291	1,805	78.8	304	16.8	309	275	89.0	74	26.9
	山梨	1,111	870	78.3	106	12.2	94	85	90.4	17	20.0
一都三県	長野	2,137	1,652	77.3	218	13.2	336	307	91.4	74	24.1
	埼玉	14,179	11,172	78.8	1,884	16.9	3,147	2,836	90.1	741	26.1
	千葉	11,586	9,163	79.1	1,509	16.5	2,517	2,225	88.4	598	26.9
	東京	37,134	28,755	77.4	4,982	17.3	9,131	8,140	89.1	2,327	28.6
	神奈川	18,646	14,736	79.0	2,432	16.5	4,698	4,222	89.9	1,153	27.3
	北陸・東海	富山	947	720	76.0	126	17.5	174	155	89.1	37
石川		1,373	1,090	79.4	162	14.9	246	216	87.8	61	28.2
福井		703	557	79.2	87	15.6	100	94	94.0	30	31.9
岐阜		2,338	1,872	80.1	321	17.1	314	285	90.8	70	24.6
静岡		4,876	3,906	80.1	572	14.6	777	722	92.9	185	25.6
愛知		10,837	8,719	80.5	1,529	17.5	2,114	1,907	90.2	549	28.8
近畿	三重	1,940	1,513	78.0	227	15.0	367	327	89.1	96	29.4
	滋賀	2,029	1,633	80.5	233	14.3	371	334	90.0	69	20.7
	京都	4,605	3,616	78.5	550	15.2	785	708	90.2	192	27.1
	大阪	16,492	13,176	79.9	2,079	15.8	3,532	3,148	89.1	836	26.6
	兵庫	9,068	7,267	80.1	1,224	16.8	1,714	1,550	90.4	429	27.7
	奈良	2,306	1,883	81.7	274	14.6	397	363	91.4	101	27.8
中国・四国	和歌山	947	743	78.5	115	15.5	117	100	85.5	17	17.0
	鳥取	406	323	79.6	60	18.6	61	55	90.2	15	27.3
	島根	662	536	81.0	97	18.1	84	84	100.0	23	27.4
	岡山	2,361	1,899	80.4	262	13.8	355	331	93.2	92	27.8
	広島	3,981	3,167	79.6	451	14.2	730	667	91.4	174	26.1
	山口	1,284	986	76.8	157	15.9	241	216	89.6	51	23.6
	徳島	826	634	76.8	94	14.8	95	86	90.5	23	26.7
	香川	1,201	962	80.1	148	15.4	203	187	92.1	35	18.7
九州・沖縄	愛媛	1,634	1,264	77.4	181	14.3	251	236	94.0	56	23.7
	高知	657	522	79.5	74	14.2	78	68	87.2	14	20.6
	福岡	8,993	7,147	79.5	1,054	14.7	1,809	1,611	89.1	373	23.2
	佐賀	793	630	79.4	84	13.3	80	74	92.5	26	35.1
	長崎	1,320	1,073	81.3	144	13.4	163	154	94.5	46	29.9
	熊本	2,105	1,661	78.9	224	13.5	357	325	91.0	75	23.1
	大分	1,157	888	76.8	125	14.1	193	175	90.7	48	27.4
	宮崎	1,113	884	79.4	119	13.5	155	141	91.0	45	31.9
沖縄	鹿兒島	1,991	1,594	80.1	193	12.1	280	253	90.4	56	22.1
	沖縄	2,571	2,070	80.5	232	11.2	357	329	92.2	75	22.8
【合計】		201,185	158,909	79.0	25,192	15.9	40,759	36,606	89.8	9,726	26.6



平成21年度
宅地建物取引主任者資格試験
問題と正解番号

(1) 問題

【問 1】 民法第95条本文は、「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。」と定めている。これに関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 意思表示をなすに当たり、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。
- 2 表意者自身において、その意思表示に瑕疵を認めず、民法第95条に基づく意思表示の無効を主張する意思がない場合は、第三者がその意思表示の無効を主張することはできない。
- 3 意思表示をなすについての動機は、表意者が当該意思表示の内容とし、かつ、その旨を相手方に明示的に表示した場合は、法律行為の要素となる。
- 4 意思表示をなすについての動機は、表意者が当該意思表示の内容としたが、その旨を相手方に黙示的に表示したにとどまる場合は、法律行為の要素とならない。

【問 2】 AがA所有の土地の売却に関する代理権をBに与えた場合における次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 Bが自らを「売主Aの代理人B」ではなく、「売主B」と表示して、買主Cとの間で売買契約を締結した場合には、Bは売主Aの代理人として契約しているとCが知っているも、売買契約はB

C間に成立する。

- 2 Bが自らを「売主Aの代理人B」と表示して買主Dとの間で締結した売買契約について、Bが未成年であったとしても、AはBが未成年であることを理由に取り消すことはできない。
- 3 Bは、自らが選任及び監督するのであれば、Aの意向にかかわらず、いつでもEを復代理人として選任して売買契約を締結させることができる。
- 4 Bは、Aに損失が発生しないのであれば、Aの意向にかかわらず、買主Fの代理人にもなって、売買契約を締結することができる。

【問 3】 Aは、Bに対し建物を賃貸し、月額10万円の賃料債権を有している。この賃料債権の消滅時効に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 Aが、Bに対する賃料債権につき支払督促の申立てをし、さらに期間内に適法に仮執行の宣言の申立てをしたときは、消滅時効は中断する。
- 2 Bが、Aとの建物賃貸借契約締結時に、賃料債権につき消滅時効の利益はあらかじめ放棄する旨約定したとしても、その約定に法的効力は認められない。
- 3 Aが、Bに対する賃料債権につき内容証明郵便により支払を請求したときは、その請求により消滅時効は中断する。
- 4 Bが、賃料債権の消滅時効が完成した後にその賃料債権を承認したときは、消滅時効の完成を知らなかったときでも、その完成した消滅時効の援用をす

ることは許されない。

【問 4】 相隣関係に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 土地の所有者は、境界において障壁を修繕するために必要であれば、必要な範囲内で隣地の使用を請求することができる。
- 2 複数の筆の他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を自由に選んで通行することができる。
- 3 Aの隣地の竹木の枝が境界線を越えてもAは竹木所有者の承諾なくその枝を切ることはできないが、隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、Aはその根を切り取ることができる。
- 4 異なる慣習がある場合を除き、境界線から1m未満の距離において他人の宅地を見通すことができる窓を設ける者は、目隠しを付けなければならない。

【問 5】 担保物権に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 抵当権者も先取特権者も、その目的物が火災により焼失して債務者が火災保険金請求権を取得した場合には、その火災保険金請求権に物上代位することができる。
- 2 先取特権も質権も、債権者と債務者との間の契約により成立する。
- 3 留置権は動産についても不動産についても成立するのに対し、先取特権は

動産については成立するが不動産については成立しない。

- 4 留置権者は、善良な管理者の注意をもって、留置物を占有する必要があるのに対し、質権者は、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、質物を占有する必要がある。

【問 6】 民法第379条は、「抵当不動産の第三取得者は、第383条の定めるところにより、抵当権消滅請求をすることができる。」と定めている。これに関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 抵当権の被担保債権につき保証人となっている者は、抵当不動産を買い受けて第三取得者になれば、抵当権消滅請求をすることができる。
- 2 抵当不動産の第三取得者は、当該抵当権の実行としての競売による差押えの効力が発生した後でも、売却の許可の決定が確定するまでは、抵当権消滅請求をすることができる。
- 3 抵当不動産の第三取得者が抵当権消滅請求をするときは、登記をした各債権者に民法第383条所定の書面を送付すれば足り、その送付書面につき事前に裁判所の許可を受ける必要はない。
- 4 抵当不動産の第三取得者から抵当権消滅請求にかかる民法第383条所定の書面の送付を受けた抵当権者が、同書面の送付を受けた後2か月以内に、承諾できない旨を確定日付のある書面にて第三取得者に通知すれば、同請求に基づく抵当権消滅の効果は生じない。

【問 7】 法定地上権に関する次の1から

4までの記述のうち、民法の規定、判例及び判決文によれば、誤っているものはどれか。

(判決文)

土地について1番抵当権が設定された当時、土地と地上建物の所有者が異なり、法定地上権成立の要件が充足されていなかった場合には、土地と地上建物を同一人が所有するに至った後に後順位抵当権が設定されたとしても、その後抵当権が実行され、土地が競落されたことにより1番抵当権が消滅するときには、地上建物のための法定地上権は成立しないものと解するのが相当である。

- 1 土地及びその地上建物の所有者が同一である状態で、土地に1番抵当権が設定され、その実行により土地と地上建物の所有者が異なるに至ったときは、地上建物について法定地上権が成立する。
- 2 更地である土地の抵当権者が抵当権設定後に地上建物が建築されることを承認した場合であっても、土地の抵当権設定時に土地と所有者を同じくする地上建物が存在していない以上、地上建物について法定地上権は成立しない。
- 3 土地に1番抵当権が設定された当時、土地と地上建物の所有者が異なっていたとしても、2番抵当権設定時に土地と地上建物の所有者が同一人となれば、土地の抵当権の実行により土地と地上建物の所有者が異なるに至ったときは、地上建物について法定地上権が成立する。
- 4 土地の所有者が、当該土地の借地人から抵当権が設定されていない地上建

物を購入した後、建物の所有権移転登記をする前に土地に抵当権を設定した場合、当該抵当権の実行により土地と地上建物の所有者が異なるに至ったときは、地上建物について法定地上権が成立する。

【問 8】 売主Aは、買主Bとの間で甲土地の売買契約を締結し、代金の3分の2の支払と引換えに所有権移転登記手続と引渡しを行った。その後、Bが残代金を支払わないので、Aは適法に甲土地の売買契約を解除した。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 Aの解除前に、BがCに甲土地を売却し、BからCに対する所有権移転登記がなされているときは、BのAに対する代金債務につき不履行があることをCが知っていた場合においても、Aは解除に基づく甲土地の所有権をCに対して主張できない。
- 2 Bは、甲土地を現状有姿の状態では返還し、かつ、移転登記を抹消すれば、引渡しを受けていた間に甲土地を貸駐車場として収益を上げていたときでも、Aに対してその利益を償還すべき義務はない。
- 3 Bは、自らの債務不履行で解除されたので、Bの原状回復義務を先に履行しなければならず、Aの受領済み代金返還義務との同時履行の抗弁権を主張することはできない。
- 4 Aは、Bが契約解除後遅滞なく原状回復義務を履行すれば、契約締結後原状回復義務履行時までの間に甲土地の価格が下落して損害を被った場合でも、

Bに対して損害賠償を請求することはできない。

【問 9】 Aは、生活の面倒をみてくれる甥のBに、自分が居住している甲建物を贈与しようと考えている。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 AからBに対する無償かつ負担なしの甲建物の贈与契約が、書面によってなされた場合、Aはその履行前であれば贈与を撤回することができる。
- 2 AからBに対する無償かつ負担なしの甲建物の贈与契約が、書面によらないでなされた場合、Aが履行するのは自由であるが、その贈与契約は法的な効力を生じない。
- 3 Aが、Bに対し、Aの生活の面倒をみることという負担を課して、甲建物を書面によって贈与した場合、甲建物の瑕疵については、Aはその負担の限度において、売主と同じく担保責任を負う。
- 4 Aが、Bに対し、Aの生活の面倒をみることという負担を課して、甲建物を書面によって贈与した場合、Bがその負担をその本旨に従って履行しないときでも、Aはその贈与契約を解除することはできない。

【問 10】 Aを売主、Bを買主として甲土地の売買契約を締結した場合における次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 A所有の甲土地にAが気付かなかった瑕疵があり、その瑕疵については、

Bも瑕疵であることに気付いておらず、かつ、気付かなかったことにつき過失がないような場合には、Aは瑕疵担保責任を負う必要はない。

- 2 BがAに解約手付を交付している場合、Aが契約の履行に着手していない場合であっても、Bが自ら履行に着手していれば、Bは手付を放棄して売買契約を解除することができない。
- 3 甲土地がAの所有地ではなく、他人の所有地であった場合には、A B間の売買契約は無効である。
- 4 A所有の甲土地に抵当権の登記があり、Bが当該土地の抵当権消滅請求をした場合には、Bは当該請求の手続が終わるまで、Aに対して売買代金の支払を拒むことができる。

【問 11】 現行の借地借家法の施行後に設定された借地権に関する次の記述のうち、借地借家法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 借地権の当初の存続期間中に借地上の建物の滅失があった場合で、借地権者が借地権設定者の承諾を得ないで残存期間を超えて存続すべき建物を築造したときは、借地権設定者は地上権の消滅の請求又は土地の賃貸借の解約の申入れをすることができる。
- 2 借地権の当初の存続期間が満了する場合において、借地権者が借地契約の更新を請求したときに、建物がある場合は、借地権設定者が遅滞なく異議を述べたときでも、その異議の理由にかかわらず、従前の借地契約と同一の条件で借地契約を更新したものとみなされる。

- 3 借地権の当初の存続期間中に借地上の建物の滅失があった場合、借地権者は地上権の放棄又は土地の賃貸借の解約の申入れをすることができる。
- 4 借地権の当初の存続期間が満了し借地契約を更新する場合において、当事者間でその期間を更新の日から10年と定めたときは、その定めは効力を生じず、更新後の存続期間は更新の日から20年となる。

【問 12】 A所有の甲建物につき、Bが一時使用目的ではなく賃料月額10万円で賃貸借契約を締結する場合と、Cが適当な家屋に移るまでの一時的な居住を目的として無償で使用貸借契約を締結する場合に関する次の記述のうち、民法及び借地借家法の規定並びに判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 BがAに無断で甲建物を転貸しても、Aに対する背信的行為と認めるに足らない特段の事情があるときは、Aは賃貸借契約を解除できないのに対し、CがAに無断で甲建物を転貸した場合には、Aは使用貸借契約を解除できる。
- 2 期間の定めがない場合、AはBに対して正当な事由があるときに限り、解約を申し入れることができるのに対し、返還時期の定めがない場合、AはCに対していつでも返還を請求できる。
- 3 Aが甲建物をDに売却した場合、甲建物の引渡しを受けて甲建物で居住しているBはDに対して賃借権を主張することができるのに対し、Cは甲建物の引渡しを受けて甲建物に居住していてもDに対して使用借権を主張することができない。

- 4 Bが死亡しても賃貸借契約は終了せず賃借権はBの相続人に相続されるのに対し、Cが死亡すると使用貸借契約は終了するので使用借権はCの相続人に相続されない。

【問 13】 建物の区分所有等に関する法律（以下この問において「法」という。）についての次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 管理者は、少なくとも毎年1回集会を招集しなければならない。また、招集通知は、会日より少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項を示し、各区分所有者に発しなければならない。ただし、この期間は、規約で伸縮することができる。
- 2 法又は規約により集会において決議をすべき場合において、これに代わり書面による決議を行うことについて区分所有者が1人でも反対するときは、書面による決議をすることができない。
- 3 建替え決議を目的とする集会を招集するときは、会日より少なくとも2月前に、招集通知を発しなければならない。ただし、この期間は規約で伸長することができる。
- 4 他の区分所有者から区分所有権を譲り受け、建物の専有部分の全部を所有することとなった者は、公正証書による規約の設定を行うことができる。

【問 14】 不動産の表示に関する登記についての次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 土地の地目について変更があったと

きは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その変更があった日から1月以内に、当該地目に関する変更の登記を申請しなければならない。

- 2 表題部所有者について住所の変更があったときは、当該表題部所有者は、その変更があった日から1月以内に、当該住所についての変更の登記を申請しなければならない。
- 3 表題登記がない建物（区分建物を除く。）の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から1月以内に、表題登記を申請しなければならない。
- 4 建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から1月以内に、当該建物の滅失の登記を申請しなければならない。

【問 15】 国土利用計画法第23条の都道府県知事への届出（以下この問において「事後届出」という。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 宅地建物取引業者Aが都市計画区域外の10,000㎡の土地を時効取得した場合、Aは、その日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければならない。
- 2 宅地建物取引業者Bが行った事後届出に係る土地の利用目的について、都道府県知事が適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をした場合、Bがその助言に従わないときは、当該知事は、その旨及び助言の内容を公表しなければならない。
- 3 宅地建物取引業者Cが所有する市街化調整区域内の6,000㎡の土地について、宅地建物取引業者Dが購入する旨

の予約をした場合、Dは当該予約をした日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければならない。

- 4 宅地建物取引業者Eが所有する都市計画区域外の13,000㎡の土地について、4,000㎡を宅地建物取引業者Fに、9,000㎡を宅地建物取引業者Gに売却する契約を締結した場合、F及びGはそれぞれ、その契約を締結した日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければならない。

【問 16】 都市計画法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、この問における都道府県知事とは、地方自治法に基づく指定都市、中核市、特例市にあってはその長をいうものとする。

- 1 市街地開発事業の施行区域内においては、非常災害のために必要な応急措置として行う建築物の建築であっても、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 風致地区内における建築物の建築については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。
- 3 工作物の建設を行おうとする場合は、地区整備計画が定められている地区計画の区域であっても、行為の種類、場所等の届出が必要となることはない。
- 4 都市計画事業においては、土地収用法における事業の認定の告示をもって、都市計画事業の認可又は承認の告示とみなしている。

【問 17】 都市計画法に関する次の記述の

うち、誤っているものはどれか。なお、この間における都道府県知事とは、地方自治法に基づく指定都市、中核市、特例市にあってはその長をいうものとする。

- 1 区域区分の定められていない都市計画区域内の土地において、10,000㎡のゴルフコースの建設を目的とする土地の区画形質の変更を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 市街化区域内の土地において、700㎡の開発行為を行おうとする場合に、都道府県知事の許可が必要となる場合がある。
- 3 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、公共施設が設置されたときは、その公共施設は、協議により他の法律に基づく管理者が管理することとした場合を除き、開発許可を受けた者が管理することとされている。
- 4 用途地域等の定めがない土地のうち開発許可を受けた開発区域内においては、開発行為に関する工事完了の公告があった後は、都道府県知事の許可を受ければ、当該開発許可に係る予定建築物以外の建築物を新築することができる。

【問 18】 建築基準法に関する次のアからエまでの記述のうち、正しいものはいくつあるか。

ア 準都市計画区域（都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）内に建築する木造の建築物で、2の階数を有するもの

は、建築確認を必要としない。

イ 防火地域内において建築物を増築する場合で、その増築に係る部分の床面積の合計が100㎡以内であるときは、建築確認は不要である。

ウ 都道府県知事は、建築主事から構造計算適合性判定を求められた場合においては、原則として、当該構造計算適合性判定を求められた日から1月以内にその結果を記載した通知書を建築主事に交付しなければならない。

エ 指定確認検査機関は、確認済証の交付をしたときは、一定の期間内に、確認審査報告書を作成し、当該確認済証の交付に係る建築物の計画に関する一定の書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ

【問 19】 建築基準法（以下この間において「法」という。）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1 高度地区内においては、建築物の高度は、高度地区に関する地方公共団体の条例において定められた内容に適合するものでなければならない。

2 認可の公告のあった建築協定は、その公告のあった日以後に協定の目的となっている土地の所有権を取得した者に対しても、効力がある。

3 商業地域内にある建築物については、法第56条の2第1項の規定による日影規制は、適用されない。ただし、冬至日において日影規制の対象区域内の土

地に日影を生じさせる、高さ10mを超える建築物については、この限りでない。

- 4 特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、法第48条の規定による建築物の用途制限を緩和することができる。

【問 20】 宅地造成等規制法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、この問における都道府県知事とは、地方自治法に基づく指定都市、中核市、特例市にあってはその長をいうものとする。

- 1 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地で宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁が設置されておらず、これを放置するときは宅地造成に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合、一定の限度のもとに、当該宅地の所有者、管理者又は占有者に対して、擁壁の設置を行うことを命ずることができる。
- 2 宅地造成工事規制区域内において、切土であって、当該切土をする土地の面積が400㎡で、かつ、高さ1mの^{がけ}崖を生ずることとなるものに関する工事を行う場合には、都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる当該許可の内容に適合した工事を除き、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 3 都道府県は、宅地造成工事規制区域の指定のために行う測量又は調査のため他人の占有する土地に立ち入ったこ

とにより他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 4 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事について許可をする都道府県知事は、当該許可に、工事の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付することができる。

【問 21】 土地区画整理法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 土地区画整理事業の施行者は、換地処分を行う前において、換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合においては、施行地区内の宅地について仮換地を指定することができる。
- 2 仮換地が指定された場合においては、従前の宅地について権原に基づき使用し、又は収益することができる者は、仮換地の指定の効力発生の日から換地処分の公告がある日まで、仮換地について、従前の宅地について有する権利の内容である使用又は収益と同じ使用又は収益をすることができる。
- 3 土地区画整理事業の施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、当該施行者が土地区画整理組合であるときは、その換地計画について都道府県知事及び市町村長の認可を受けなければならない。
- 4 換地処分の公告があった場合においては、換地計画において定められた換地は、その公告があった日の翌日から従前の宅地とみなされ、換地計画にお

いて換地を定めなかった従前の宅地について存する権利は、その公告があった日が終了した時において消滅する。

【問 22】 農地法（以下この問において「法」という。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業により道路を建設するために、農地を転用しようとする者は、法第4条第1項の許可を受けなければならない。
- 2 農業者が住宅の改築に必要な資金を銀行から借りるため、自己所有の農地に抵当権を設定する場合には、法第3条第1項の許可を受けなければならない。
- 3 市街化区域内において2 ha（ヘクタール）の農地を住宅建設のために取得する者は、法第5条第1項の都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 4 都道府県知事は、法第5条第1項の許可を要する農地取得について、その許可を受けずに農地の転用を行った者に対して、必要な限度において原状回復を命ずることができる。

【問 23】 住宅用家屋の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減措置（以下この問において「軽減措置」という。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 軽減措置の適用対象となる住宅用家屋は、床面積が100㎡以上で、その住宅用家屋を取得した個人の居住の用に供されるものに限られる。

- 2 軽減措置は、贈与により取得した住宅用家屋に係る所有権の移転登記には適用されない。

- 3 軽減措置に係る登録免許税の課税標準となる不動産の価額は、売買契約書に記載された住宅用家屋の実際の取引価格である。

- 4 軽減措置の適用を受けるためには、その住宅用家屋の取得後6か月以内に所有権の移転登記をしなければならない。

【問 24】 印紙税に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 「平成21年10月1日付建設工事請負契約書の契約金額3,000万円を5,000万円に増額する」旨を記載した変更契約書は、記載金額2,000万円の建設工事の請負に関する契約書として印紙税が課される。

- 2 「時価3,000万円の土地を無償で譲渡する」旨を記載した贈与契約書は、記載金額3,000万円の不動産の譲渡に関する契約書として印紙税が課される。

- 3 土地の売却の代理を行ったA社が「A社は、売主Bの代理人として、土地代金5,000万円を受領した」旨を記載した領収書を作成した場合、当該領収書は、売主Bを納税義務者として印紙税が課される。

- 4 印紙をはり付けることにより印紙税を納付すべき契約書について、印紙税を納付せず、その事実が税務調査により判明した場合には、納付しなかった印紙税額と同額に相当する過怠税が徴収される。

【問 25】 地価公示法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 公示区域内の土地を対象とする鑑定評価においては、公示価格を規準とする必要がある、その際には、当該対象土地に最も近接する標準地との比較を行い、その結果に基づき、当該標準地の公示価格と当該対象土地の価格との間に均衡を保たせる必要がある。
- 2 標準地の鑑定評価は、近傍類地の取引価格から算定される推定の価格、近傍類地の地代等から算定される推定の価格及び同等の効用を有する土地の造成に要する推定の費用の額を勘案して行われる。
- 3 地価公示において判定を行う標準地の正常な価格とは、土地について、自由な取引が行われるとした場合において通常成立すると認められる価格をいい、当該土地に、当該土地の使用収益を制限する権利が存する場合には、これらの権利が存するものとして通常成立すると認められる価格をいう。
- 4 地価公示の標準地は、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において、土地の利用状況、環境等が最も優れていると認められる一団の土地について選定するものとする。

【問 26】 次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 本店及び支店1か所を有する法人Aが、甲県内の本店では建設業のみを営み、乙県内の支店では宅地建物取引業

のみを営む場合、Aは乙県知事の免許を受けなければならない。

- 2 免許の更新を受けようとする宅地建物取引業者Bは、免許の有効期間満了の日の2週間前までに、免許申請書を提出しなければならない。
- 3 宅地建物取引業者Cが、免許の更新の申請をしたにもかかわらず、従前の免許の有効期間の満了の日までに、その申請について処分がなされないときは、従前の免許は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 4 宅地建物取引業者D（丙県知事免許）は、丁県内で一団の建物の分譲を行う案内所を設置し、当該案内所において建物の売買契約を締結する場合、国土交通大臣へ免許換えの申請をしなければならない。

【問 27】 宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 破産者であった個人Aは、復権を得てから5年を経過しなければ、免許を受けることができない。
- イ 宅地建物取引業法の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられた取締役がいる法人Bは、その刑の執行が終わった日から5年を経過しなければ、免許を受けることができない。
- ウ 宅地建物取引業者Cは、業務停止処分の聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に、相当の理由なく廃業の届出を行った。

この場合、Cは、当該届出の日から5年を経過しなければ、免許を受けることができない。

エ 宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者Dは、その法定代理人が禁以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わった日から5年を経過しなければ、免許を受けることができない。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ

【問 28】 次の記述のうち、宅地建物取引業法（以下この問において「法」という。）の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 法人である宅地建物取引業者A（甲県知事免許）は、役員住所について変更があった場合、その日から30日以内に、その旨を甲県知事に届け出なければならない。
- 2 法人である宅地建物取引業者B（乙県知事免許）が合併により消滅した場合、Bを代表する役員であった者は、その日から30日以内に、その旨を乙県知事に届け出なければならない。
- 3 宅地建物取引業者C（国土交通大臣免許）は、法第50条第2項の規定により法第15条第1項の国土交通省令で定める場所について届出をする場合、国土交通大臣及び当該場所の所在地を管轄する都道府県知事に、それぞれ直接届出書を提出しなければならない。
- 4 宅地建物取引業者D（丙県知事免許）は、建設業の許可を受けて新たに建設業を営むこととなった場合、Dは当該

許可を受けた日から30日以内に、その旨を丙県知事に届け出なければならない。

【問 29】 次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 都道府県知事は、不正の手段によって宅地建物取引主任者資格試験を受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止することができ、また、その禁止処分を受けた者に対し2年を上限とする期間を定めて受験を禁止することができる。
- 2 宅地建物取引主任者の登録を受けている者が本籍を変更した場合、遅滞なく、登録をしている都道府県知事に変更の登録を申請しなければならない。
- 3 宅地建物取引主任者の登録を受けている者が死亡した場合、その相続人は、死亡した日から30日以内に登録をしている都道府県知事に届出をしなければならない。
- 4 甲県知事の宅地建物取引主任者の登録を受けている者が、その住所を乙県に変更した場合、甲県知事を経由して乙県知事に対し登録の移転を申請することができる。

【問 30】 宅地建物取引業者A（国土交通大臣免許）が、宅地建物取引業法の規定に基づき供託する営業保証金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 Aは、営業保証金を主たる事務所又はその他の事務所のいずれかの最寄りの供託所に供託することができる。

- 2 Aが営業保証金を供託した旨は、供託所から国土交通大臣あてに通知されることから、Aがその旨を直接国土交通大臣に届け出る必要はない。
- 3 Aとの取引により生じた電気工事業者の工事代金債権について、当該電気工事業者は、営業継続中のAが供託している営業保証金から、その弁済を受ける権利を有する。
- 4 営業保証金の還付により、営業保証金の額が政令で定める額に不足することとなった場合、Aは、国土交通大臣から不足額を供託すべき旨の通知書の送付を受けた日から2週間以内にその不足額を供託しなければならない。

【問 31】 宅地建物取引業者Aが自ら売主として、B所有の宅地（以下この間において「甲宅地」という。）を、宅地建物取引業者でない買主Cに売却する場合における次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、誤っているものの組合せはどれか。

- ア Aは、甲宅地の造成工事の完了後であれば、Bから甲宅地を取得する契約の有無にかかわらず、Cとの間で売買契約を締結することができる。
- イ Aは、Bから甲宅地を取得する契約が締結されているときであっても、その取得する契約に係る代金の一部を支払う前であれば、Cとの間で売買契約を締結することができない。
- ウ Aは、甲宅地の売買が宅地建物取引業法第41条第1項に規定する手付金等の保全措置が必要な売買に該当するとき、Cから受け取る手付金について当該保全措置を講じておけば、Cとの間

で売買契約を締結することができる。

- 1 ア、イ
2 ア、ウ
3 イ、ウ
4 ア、イ、ウ

【問 32】 宅地建物取引業者Aが、B所有の甲宅地の売却の媒介を依頼され、Bと専任媒介契約を締結した場合に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 Aは、甲宅地の所在、規模、形質、売買すべき価額のほかに、甲宅地の上に存する登記された権利の種類及び内容を指定流通機構に登録しなければならない。
- 2 AがBに対して、甲宅地に関する所定の事項を指定流通機構に登録したことを証する書面を引き渡さなかったときは、Aはそのことを理由として指示処分を受けることがある。
- 3 AがBに対して、当該専任媒介契約に係る業務の処理状況を14日（ただし、Aの休業日は含まない。）に1回報告するという特約は有効である。
- 4 Aは、指定流通機構に登録した甲宅地について売買契約が成立し、かつ、甲宅地の引渡し完了したときは、遅滞なく、その旨を当該指定流通機構に通知しなければならない。

【問 33】 宅地建物取引業者Aが行う宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項の説明に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 建物の売買の媒介を行う場合、当該

建物が地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づく歴史的風致形成建造物であるときは、Aは、その増築に際し市町村長への届出が必要である旨を説明しなければならない。

- 2 建物の売買の媒介を行う場合、当該建物について石綿の使用の有無の調査の結果が記録されていないときは、Aは、自ら石綿の使用の有無の調査を行った上で、その結果の内容を説明しなければならない。
- 3 建物の貸借の媒介を行う場合、当該貸借の契約が借地借家法第38条第1項の規定に基づく定期建物賃貸借契約であるときは、Aは、その旨を説明しなければならない。
- 4 建物の貸借の媒介を行う場合、Aは、当該貸借に係る契約の終了時において精算することとされている敷金の精算に関する事項について、説明しなければならない。

【問 34】 次の記述のうち、宅地建物取引業法（以下この間において「法」という。）の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 宅地建物取引業者が自ら売主となる場合において、宅地建物取引業者でない買主が、法第37条の2の規定に基づくいわゆるクーリング・オフによる契約の解除をするときは、その旨を記載した書面が当該宅地建物取引業者に到達した時点で、解除の効力が発生する。
- 2 宅地建物取引業者が宅地の売却の媒介依頼を受け、依頼者との間で一般媒介契約（専任媒介契約でない媒介契約）を締結した場合において、当該媒介契

約の内容を記載した書面を作成するときは、契約の有効期間に関する事項の記載を省略することができる。

- 3 宅地建物取引業者が宅地建物取引業保証協会の社員であるときは、法第37条の規定による書面交付後は遅滞なく、社員である旨、当該協会の名称、住所及び事務所の所在地並びに法第64条の7第2項の供託所及びその所在地について説明をするようにしなければならない。
- 4 法第35条の規定による重要事項の説明及び書面の交付は、取引主任者が設置されている事務所だけでなく、取引の相手方の自宅又は勤務する場所等、それ以外の場所で行うことができる。

【問 35】 宅地建物取引業法（以下この間において「法」という。）第37条の規定により交付すべき書面（以下この間において「37条書面」という。）に関する次の記述のうち、法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 法人である宅地建物取引業者が37条書面を作成したときは、必ずその代表者をして、当該書面に記名押印させなければならない。
- 2 建物の売買契約において、宅地建物取引業者が売主を代理して買主と契約を締結した場合、当該宅地建物取引業者は、買主にのみ37条書面を交付すれば足りる。
- 3 宅地建物取引業者は、自ら売主として宅地建物取引業者でない法人との間で建物の売買契約を締結した場合、当該法人において当該契約の任に当たっている者の氏名を、37条書面に記載し

なければならない。

- 4 宅地建物取引業者が、その媒介により契約を成立させた場合において、契約の解除に関する定めがあるときは、当該契約が売買、貸借のいずれに係るものであるかを問わず、37条書面にその内容を記載しなければならない。

【問 36】 宅地建物取引業者Aが、甲建物の売買の媒介を行う場合において、宅地建物取引業法第37条の規定により交付すべき書面（以下この問において「37条書面」という。）に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定に違反しないものはどれか。

- 1 Aは、宅地建物取引主任者をして、37条書面を作成させ、かつ当該書面に記名押印させたが、買主への37条書面の交付は、宅地建物取引主任者ではないAの従業者に行わせた。
- 2 甲建物の買主が宅地建物取引業者であったため、Aは売買契約の成立後における買主への37条書面の交付を省略した。
- 3 Aは、37条書面に甲建物の所在、代金の額及び引渡し時期は記載したが、移転登記の申請の時期は記載しなかった。
- 4 Aは、あらかじめ売主からの承諾を得ていたため、売買契約の成立後における売主への37条書面の交付を省略した。

【問 37】 自らが売主である宅地建物取引業者Aと、宅地建物取引業者でないBとの間での売買契約に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法（以下この問にお

いて「法」という。）の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 Aは、Bとの間における建物の売買契約（代金2,000万円）の締結に当たり、手付金として100万円の受領を予定していた。この場合において、損害賠償の予定額を定めるときは、300万円を超えてはならない。
- 2 AとBが締結した建物の売買契約において、Bが手付金の放棄による契約の解除ができる期限について、金融機関からBの住宅ローンの承認が得られるまでとする旨の定めをした。この場合において、Aは、自らが契約の履行に着手する前であれば、当該承認が得られた後は、Bの手付金の放棄による契約の解除を拒むことができる。
- 3 Aは、喫茶店でBから宅地の買受けの申込みを受けたことから、翌日、前日と同じ喫茶店で当該宅地の売買契約を締結し、代金の全部の支払を受けた。その4日後に、Bから法第37条の2の規定に基づくいわゆるクーリング・オフによる当該契約を解除する旨の書面による通知を受けた場合、Aは、当該宅地をBに引き渡していないときは、代金の全部が支払われたことを理由に当該解除を拒むことはできない。
- 4 Aは、Bとの間で宅地の割賦販売の契約（代金3,000万円）を締結し、当該宅地を引き渡した。この場合において、Aは、Bから1,500万円の賦払金の支払を受けるまでに、当該宅地に係る所有権の移転登記をしなければならない。

【問 38】 宅地建物取引業者Aが、自ら売主として、宅地建物取引業者でない買主

Bとの間で締結した売買契約に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法（以下この問において「法」という。）及び民法の規定によれば、誤っているものの組合せはどれか。

ア AがBとの間で締結した中古住宅の売買契約において、当該住宅を現状有姿で引き渡すとする特約と、Aが瑕疵担保責任を負わないこととする特約とを定めた場合、その特約はいずれも有効である。

イ Aは、Bとの間で建物の売買契約を締結する前に、法第35条の規定に基づく重要事項として当該建物の瑕疵の存在について説明し、売買契約においてAは当該について担保責任を負わないとする特約を定めた場合、その特約は有効である。

ウ AがBとの間で締結した建物の売買契約において、Aは瑕疵担保責任を一切負わないとする特約を定めた場合、この特約は無効となり、Aが瑕疵担保責任を負う期間は当該建物の引渡しの日から2年間となる。

- 1 ア、イ
- 2 ア、ウ
- 3 イ、ウ
- 4 ア、イ、ウ

【問 39】 宅地建物取引業者Aは、自ら売主として、宅地建物取引業者でないBとの間で、建築工事完了前の建物に係る売買契約（代金5,000万円）を締結した。当該建物についてBが所有権の登記をしていない場合における次の記述のうち、宅地建物取引業法（以下この問において「法」という。）の規定に違反しないものはどれか。

はどれか。

- 1 Aは、法第41条に定める手付金等の保全措置を講じた上で、Bから500万円を手付金として受領した。後日、両者が契約の履行に着手していない段階で、Bから手付放棄による契約解除の申出を受けたが、Aは理由なくこれを拒んだ。
- 2 Aは、法第41条に定める手付金等の保全措置を講じずに、Bから500万円を手付金として受領したが、当該措置を講じないことについては、あらかじめBからの書面による承諾を得ていた。
- 3 Aは、法第41条に定める手付金等の保全措置を講じた上で、Bから500万円を手付金として受領し、その後中間金として250万円を受領した。
- 4 Aは、法第41条に定める手付金等の保全措置を講じた上で、Bから2,000万円を手付金として受領した。

【問 40】 宅地建物取引業者Aが行う建物の売買又は売買の媒介に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定に違反しないものはどれか。

- 1 Aは、建物の売買の媒介に際し、買主に対して手付の貸付けを行う旨を告げて契約の締結を勧誘したが、売買契約は成立しなかった。
- 2 建物の売買の媒介に際し、買主から売買契約の申込みを撤回する旨の申出があったが、Aは、申込みの際に受領した預り金を既に売主に交付していたため、買主に返還しなかった。
- 3 Aは、自ら売主となる建物（代金5,000万円）の売買に際し、あらかじめ

買主の承諾を得た上で、代金の30%に当たる1,500万円の手付金を受領した。

- 4 Aは、自ら売主として行う中古建物の売買に際し、当該建物の瑕疵担保責任について、Aがその責任を負う期間を引渡しの日から2年間とする特約をした。

【問 41】 宅地建物取引業者A（消費税課税事業者）が売主B（消費税課税事業者）からB所有の土地付建物の媒介の依頼を受け、買主Cとの間で売買契約を成立させた場合、AがBから受領できる報酬の上限額は、次のうちどれか。なお、土地付建物の代金は6,300万円（うち、土地代金は4,200万円）で、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

- 1 1,890,000円
- 2 1,953,000円
- 3 2,016,000円
- 4 2,047,500円

【問 42】 次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。なお、この間において、契約行為等とは、宅地若しくは建物の売買若しくは交換の契約（予約を含む。）若しくは宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介の契約を締結し、又はこれらの契約の申込みを受けることをいう。

- 1 宅地建物取引業者が一団の宅地の分譲を行う案内所において契約行為等を行う場合、当該案内所には国土交通大臣が定めた報酬の額を掲示しなければならない。

- 2 他の宅地建物取引業者が行う一団の建物の分譲の媒介を行うために、案内所を設置する宅地建物取引業者は、当該案内所に、売主の商号又は名称、免許証番号等を記載した国土交通省令で定める標識を掲示しなければならない。
- 3 宅地建物取引業者は、事務所以外の継続的に業務を行うことができる施設を有する場所においては、契約行為等を行わない場合であっても、専任の取引主任者を1人以上置くとともに国土交通省令で定める標識を掲示しなければならない。
- 4 宅地建物取引業者は、業務に関して展示会を実施し、当該展示会場において契約行為等を行おうとする場合、当該展示会場の従業者数5人に対して1人以上の割合となる数の専任の取引主任者を置かなければならない。

【問 43】 次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 宅地建物取引業者の従業者である取引主任者は、取引の関係者から事務所で従業者証明書の提示を求められたときは、この証明書に代えて従業者名簿又は宅地建物取引主任者証を提示することで足りる。
- 2 宅地建物取引業者がその事務所ごとに備える従業者名簿には、従業者の氏名、生年月日、当該事務所の従業者となった年月日及び当該事務所の従業者でなくなった年月日を記載することで足りる。
- 3 宅地建物取引業者は、一団の宅地の分譲を案内所を設置して行う場合、業

務を開始する日の10日前までに、その旨を免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び案内所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 4 宅地建物取引業者は、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、宅地建物取引業に関し取引のあった月の翌月10日までに、一定の事項を記載しなければならない。

【問 44】 宅地建物取引業保証協会（以下この問において「保証協会」という。）に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 保証協会は、宅地建物取引業者の相手方から社員である宅地建物取引業者の取り扱った宅地建物取引業に係る取引に関する苦情について解決の申出があったときは、その申出及びその解決の結果について社員に周知することが義務付けられている。
- 2 保証協会は、その社員の地位を失った宅地建物取引業者が地位を失った日から1週間以内に営業保証金を供託した場合は、当該宅地建物取引業者に対し、直ちに弁済業務保証金分担金を返還することが義務付けられている。
- 3 保証協会は、新たに社員が加入したときは、当該社員の免許権者が国土交通大臣であるか都道府県知事であるかにかかわらず、直ちに当該保証協会の指定主体である国土交通大臣に報告することが義務付けられている。
- 4 保証協会は、そのすべての社員に対して、当該社員が受領した支払金や預り金の返還債務を負うことになったと

きに、その債務を連帯して保証する業務及び手付金等保管事業を実施することが義務付けられている。

【問 45】 宅地建物取引業法の規定に基づく監督処分に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 国土交通大臣に宅地建物取引業を営む旨の届出をしている信託業法第3条の免許を受けた信託会社は、宅地建物取引業の業務に関し取引の関係者に損害を与えたときは、指示処分を受けることがある。
- 2 甲県知事は、宅地建物取引業者A（甲県知事免許）に対して指示処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。
- 3 国土交通大臣は、宅地建物取引業者B（乙県知事免許）に対し宅地建物取引業の適正な運営を確保し、又は健全な発達を図るため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。
- 4 丙県知事は、丙県の区域内における宅地建物取引業者C（丁県知事免許）の業務に関し、Cに対して指示処分をした場合、遅滞なく、その旨を丙県の公報により公告しなければならない。

【問 46】 独立行政法人住宅金融支援機構（以下この問において「機構」という。）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 機構は、民間金融機関が貸し付けた住宅ローンについて、住宅融資保険を引き受けることにより、民間金融機関

による住宅資金の供給を支援している。

- 2 機構は、民間金融機関が貸し付けた長期・固定金利の住宅ローンについて、民間保証会社の保証を付すことを条件に、その住宅ローンを担保として発行された債券等の元利払いを保証する証券化支援事業(保証型)を行っている。
- 3 機構は、貸付けを受けた者が経済事情の著しい変動に伴い、元利金の支払が著しく困難となった場合には、一定の貸付条件の変更又は元利金の支払方法の変更をすることができる。
- 4 機構は、高齢者が自ら居住する住宅に対して行うバリアフリー工事又は耐震改修工事に係る貸付けについて、毎月の返済を利息のみの支払とし、借入金の元金は債務者本人の死亡時に一括して返済する制度を設けている。

【問 47】 宅地建物取引業者が行う広告等に関する次の記述のうち、不当景品類及び不当表示防止法（不動産の表示に関する公正競争規約の規定を含む。）によれば、正しいものはどれか。

- 1 平成元年4月1日に建築され、平成8年4月1日に増築された既存住宅を平成21年4月1日から販売する場合、当該増築日を起算点として「築13年」と表示してもよい。
- 2 建築基準法で規定する道路に2m以上接していない土地に建築物を建築しようとしても、原則として建築基準法第6条第1項の確認を受けることはできないため、「建築不可」又は「再建築不可」と明示しなくてもよい。
- 3 新築賃貸マンションの賃料について、すべての住戸の賃料を表示することが

スペース上困難な場合は、標準的な1住戸1か月当たりの賃料を表示すればよい。

- 4 宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前であっても、宅地建物取引業法第33条に規定する許可等の処分があった後であれば、当該工事に係る宅地又は建物の内容又は取引条件その他取引に関する表示をしてもよい。

【問 48】 宅地建物の統計等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 平成21年地価公示（平成21年3月公表）によれば、平成20年1月以降の1年間の地価変動率は、全国平均ではすべての用途で下落となった。
- 2 平成19年度法人企業統計年報（財務省、平成20年9月公表）によれば、平成19年度における不動産業の経常利益は約3兆4,000億円であり、対前年度比1.1%減となった。
- 3 平成20年度国土交通白書（平成21年4月公表）によれば、平成20年3月末現在の宅地建物取引業者数は約14万となっており、前年度に比べわずかながら増加した。
- 4 平成21年版土地白書（平成21年5月公表）によれば、平成19年度の宅地供給量は全国で5,400ha（ヘクタール）となっており、対前年度比10.0%減と引き続き減少傾向にある。

【問 49】 土地に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 山地の地形は、かなり急峻で大部分が森林となっている。

- 2 台地・段丘は、農地として利用され、また都市的な土地利用も多い。
- 3 低地は、大部分が水田として利用され、地震災害に対して安全である。
- 4 臨海部の低地は、水利、海陸の交通に恵まれているが、住宅地として利用するためには十分な防災対策が必要である。

【問 50】 建物の構造に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 鉄骨構造の特徴は、自重が重く、耐火被覆しなくても耐火構造にすることができる。
- 2 鉄筋コンクリート構造は、耐火、耐久性が大きく骨組形態を自由にできる。
- 3 鉄骨鉄筋コンクリート構造は、鉄筋コンクリート構造よりさらに優れた強度、じん性があり高層建築物に用いられる。
- 4 集成木材構造は、集成木材で骨組を構成した構造で体育館等に用いられる。

平成21年度宅地建物取引主任者資格試験正解番号表

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
4	2	3	2	1	3	3	1	3	4
問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17	問18	問19	問20
4	2	4	2	3	2	3	1	1	2
問21	問22	問23	問24	問25	問26	問27	問28	問29	問30
3	4	2	1	2	3	1	2	2	4
問31	問32	問33	問34	問35	問36	問37	問38	問39	問40
1	2	2	4	4	1	3	2	3	4
問41	問42	問43	問44	問45	問46	問47	問48	問49	問50
3	2	3	1	4	2	4	3	3	1